

# 農業委員会へ提出する申請書の提出日

- 毎月20日（土・日、祝日の場合は前の開庁日）締め切り
- 農業委員会総会（翌月5日前後開催予定）で許可・不許可について決定を行います。  
(※転用面積が30aを超える場合はこの限りではありません。)
- 転用申請関係（農地法第4、5条申請等）については、申請される前に必ず、事前相談をお願いします。
- 提出期限日までに書類等の不備がある場合は、受付できません。  
日付に余裕を持ってご提出ください。

吉野ヶ里町農業委員会事務局